

業務執行理事等の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下「学会」という。）の定款第23条に基づき、この法人の業務執行理事等の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、業務執行理事等とは、代表理事、副代表理事並びに事務局担当理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 業務執行理事等は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を遵守し誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(職務権限)

第4条 代表理事、副代表理事、事務局担当理事の職務権限は、別表に掲げるものとする。

2 事務局担当理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。